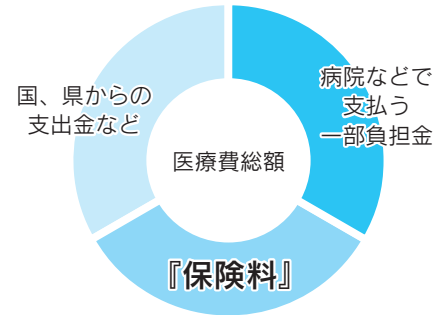


国民健康保険(国保)は、ケガや病気のとくに安心して医療サービスが受けられるよう、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

近年、医療費や後期高齢者医療制度を支援する費用、介護保険に要する費用等の義務的な経費が増えており、国保の財政状況は非常に厳しい状況です。

そのため、昨年からの国保の運営を市町単位から県単位に拡大するという制度改正が行われ、医療費等を賄うために必要な保険料率を、県が標準保険料率として示すこととなりました。

市に示された令和元年度の標準保険料率は、前年度に比べてかなり高かったため、基金を取り崩して上昇を抑制しました。その結果、下のような保険料率となりました。



**保険料率の決め方**  
 滋賀県が県全体の医療費などの総額を推計し、その結果に基づいて、市町ごとに標準保険料率を提示します。それを参考に、市町が保険料率を決定します。

**保険料額(年額)の参考例**

- ①年金収入120万円以下(所得0円) 70歳代 1人世帯 ※7割軽減  
 令和元年度保険料：18,000円
- ②給与収入約212万円(所得130万円) 夫65歳、妻65歳の2人世帯 ※軽減なし  
 令和元年度保険料：182,460円
- ③給与収入約400万円(所得266万円) 夫55歳、妻52歳の2人世帯 ※軽減なし  
 令和元年度保険料：386,010円

**1世帯あたりの保険料額**

国保加入者の所得や加入者数に料率を掛け、平等割額を加算することにより世帯の保険料額が決まります。

令和元年度保険料率	医療分 ※1	支援分 ※2	介護分 ※3
所得割額(前年所得-33万円)×率	6.80%	2.32%	2.31%
均等割額(1人あたり)	25,000円	9,000円	9,900円
平等割額(1世帯あたり)	19,400円	6,600円	5,900円
賦課限度額	610,000円	190,000円	160,000円

- ※1 医療分…医療給付費(医療に係る費用の7割相当分)に充てるためのもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※2 支援分…後期高齢者(75歳以上の人)の医療費の一部を支援するもので、被保険者の皆さんに負担していただきます。
- ※3 介護分…介護保険に要する費用に充てるためのもので、40歳以上64歳までの人(介護保険の第2号被保険者)に負担していただきます。

**国民健康保険料を軽減します**

一定の所得以下の世帯に対して均等割額と平等割額を軽減(7割・5割・2割軽減)しています。軽減は、前年の所得をもとに判定しています。**所得のない人も申告が必要です。**申告をしていないと所得不明となり軽減判定の対象となりませんので、所得の申告をお願いします。

**国民健康保険料の軽減を拡充します**

**5割軽減対象世帯の拡大**  
 被保険者数に乗じる金額を27・5万円から28万円に引き上げることで、5割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

**2割軽減対象世帯の拡大**

被保険者数に乗じる金額を50万円から51万円に引き上げることにより、2割軽減の対象となる所得金額を拡大します。

**国民健康保険料の賦課限度額について**

中低所得者世帯の負担軽減を図るため、保険料の上限額について、医療分を58万円から61万円に引き上げることとなりました。なお、支援分並びに介護分については平成30年度から変更はありません。

**非自発的失業者は保険料が軽減されます**

リストラなど会社都合で離職し、国民健康保険に加入している人のうち、「雇用保険受給資格者証」に記載された離職理由が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかで、離職日時点で65歳未満の人は、届出により保険料が軽減されます。

**国民健康保険料の納付は10回です**

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)で計算し、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回に分けて納付していただきます。また、一部の人は、公的年金からの天引きとなります。納付方法は6月中旬に発送する納付通知書に記載します。

**納付通知書は世帯主あてに送付します**

国民健康保険料は世帯ごとに計算し、納付義務者は世帯主になります。ただし、保険料の計算対象となるのは国保加入者のみです。

**令和元年度中に後期高齢者医療制度へ移行される世帯主の納付方法について**

世帯主が75歳となり、後期高齢者医療制度へ移行する年度の保険料については、公的年金からの天引きは中止し、納付書または口座振替による納付となります。

**保険料の期限内納付にご協力を!**

納期を過ぎると督促手数料や延滞金が発生します。詳しくは、納付通知書をご覧ください。また、未納が続くと、有効期限が短い(6か月)被保険者証を交付する場合があります。未納があると限度額適用認定証(※)の交付や人間ドックの助成が受けられません。

※「限度額適用認定証」とは、入院時、医療機関の窓口で支払う自己負担分が高額療養費の限度額までになる証明書の事です。

**長浜市国保からお知らせ**

70歳から74歳までの人に交付される「高齢受給者証」は「被保険者証」と一体になります。現在、70歳から74歳の人は、被保険者証と高齢受給者証の2枚をお持ちですが、8月からは被保険者証と高齢受給者証が一体となるため、医療機関では1枚出すだけで済むようになります。70歳未満に交付される被保険者証に変更はありませんが、この一体化に伴い、保険証の更新時期が4月から8月へと変更になります。

**2019年7月交付分まで**

70歳から74歳までの場合

**2019年8月交付分から**

2枚が1枚になります。